

若者支援講座

若者支援講座(第3回)が終了しました。毎回30名ほどの参加で、必要性の高さを感じる講座でした。●第1回(9月4日)は森新太郎さん、KITARUの皆さんによる、精神障害やひきこもりを経験した当事者の方々のお話や紙ワークショップ●第2回(9月11日)は東京サレジオ学園の田村寛園長・松浦史明副園長による児童養護施設の子どもたち若者たちとの日々●第3回(9月18日)はボランティアコーディネーター對馬博子さん、社協職員の若者との関わりの報告のあと、グループワークで「自分たちが支援としてできること」を話し合い、発表しました。



「若者が抱えている現状について全く知識がなかった。大変参考になりグループに持ち帰って話したい。」「話しやすい雰囲気。いろいろな立場の人の話が聞けて良かった。」「講義はもちろん、グループワークに多くのことを学んだ。」など、いただいたアンケートの感想も意欲的な内容でした。

来年度の講座へのご意見もたくさんいただきました。生きづらさを感じている若者への支援には、様々なアプローチがあり、今後も地道に皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。若者支援のまち小金井、一歩前へ!!



「こがねい市民活動団体リスト」をご活用ください。

小金井市の委託を受けて市民協働支援センター準備室では、多くの人々や団体がつながり、市民活動が一層活性化されるとともに、これから活動を始めたい方がアクセスできるよう市民活動団体リストを作成しています。リストは市各施設(図書館、公民館等)や、市ホームページで閲覧可能です。(「こがねい市民活動団体リスト」と検索)。登録団体も随時募集しています。ぜひ一度手にとってみてください。

『こがねい市民活動団体リスト』とは

掲載内容 掲載を希望されたNPO・任意団体約250団体、町会・自治会等の地縁団体120団体が掲載されています。数年ごとに総合的な更新を行ない、その間3か月～6か月毎に内容の一部更新や新規登録を行なっています。

登録方法 新規登録は「市民活動団体登録用紙」に必要事項を記入し、郵送、ファクス、メールまたは直接ご提出をお願いします。登録用紙は、コミュニティ文化課・市民協働支援センター準備室窓口にて配布しています。市ホームページからダウンロードもできます。なお、登録内容の変更、団体活動の終了時などは直接お問合せください。

※掲載可能な団体は、小金井市内に拠点がある、もしくは市内で活動している市民活動団体に限ります。ただし、原則営利活動が主体である団体や、特定の宗派や政党のために活動する団体などは、登録できません。

- 発行 小金井市市民部コミュニティ文化課
- 作成・更新 小金井市市民協働支援センター準備室
- 電話 042-385-7767 (FAX共通) 月曜日～金曜日(土日祝日除く)8:30～17:00
- メール kyodo@ion.ocn.ne.jp
- ブログ http://blog.livedoor.jp/kyodo184/

小金井市協働講演会「協働って何?」

協働を考えてその先の市民と小金井市の有り様を一緒に探しましょう。

とき 令和7年1月18日(土) 14:00～16:00
ところ 小金井宮地楽器ホール 小ホール
申込 12月15日から申込フォームにて受付開始
https://forms.gle/XGctTYS8Hk88NKPZ7



こがねい市民活動団体リスト

みつけて うごいて つながろう!
市内を拠点に活動する市民団体を紹介するリストです

- ☆ 地域参加をしてみたい人
- ☆ 市内でどんな団体が活動しているか知りたい人
- ☆ 協働事業の相手を探している人

ぜひ一度、手に取ってみてください!

冊子の表紙です。

令和6年度「依存症を語ろう～居場所づくり講座」参加者募集

目的: 依存症への市民の理解を深め、人や地域と繋がる「居場所」について一緒に考える。

日時	令和7年1月22日(水)	令和7年1月29日(水)	令和7年2月5日(水)
講師	独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター病棟医長 精神科医 西村 光太郎 氏	NPO法人立川マック 施設長 柿谷 孝 氏 生活支援員 大庭 美智子 氏	小金井市社会福祉協議会 福祉総合相談窓口 職員
内容	「依存症の現状と その対応について」	「アルコールなど依存症問題を 持つ人々たちへの 地域での回復支援の実践」	1・2回目の振り返り、グループワーク 「依存症を語る居場所づくりを考えよう」

- 時間 14:00～16:00
- 場所 小金井市社会福祉協議会2階会議室
- 対象者 「依存症の居場所づくり」に関心のある 市民・当事者・支援者等
- 定員 申込順30名(3回とも参加できる方便先)
- 申込・問合先 12月16日(月)から申込フォーム・電話から受付開始
https://forms.gle/1z3C1PB9btHAWMYW9
☎:042-386-0295
月曜日～金曜日(土日祝日除く)8:30～17:00



権利擁護センター ふくしネットこがねい

後見人等実務相談

親族後見人や市民後見人、成年後見人等に就任されている方の日ごろの活動での問題や課題について、相談をお受けします。相談内容によっては、支援チームを設けることもあります。



相談は事前予約制で、毎月第2・第3・第4の火曜日の13:30～15:30で行います(祝日を除く)。1日あたり2組までで相談時間は45分間です。相談は司法書士、社会福祉士、弁護士が対応します。

任意後見・老い支度相談

判断能力が十分なうちに契約する判断能力が低下したときの備えとしての任意後見制度や、自分の死後の事務についての不安や準備について相談をお受けします。相談は平日8:30～17:00の間で事前予約制です。

問合先 権利擁護センター ☎042-386-0121
月曜日～金曜日(土日祝日除く)8:30～17:00

地域福祉権利擁護事業(有料)

利用できる人

認知症の高齢者や精神に障害のある方、知的に障害のある方、身体に障害のある方、要介護高齢者

サービス内容

- 福祉サービス利用援助サービス
・介護保険等福祉サービスに関する利用援助 ・郵便物の確認 ・契約に対する補助や立ち合い
・本人が在宅で生活していくための情報提供等
- 日常的金銭管理サービス
・税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃等の支払い手続き ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
・日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れなどの手続き等
- 書類預かりサービス
・定期預金の通帳 ・土地家屋の権利書 ・契約書類 ・保険証書 ・年金証書等
※日常的金銭管理サービスと書類預かりサービスのみ利用はできません。福祉サービス利用援助サービスとの併用が必要です。

利用料金

- 福祉サービス利用援助サービス
1回1時間以内 1,700円(以降、30分ごとに850円加算)
- 日常的金銭管理サービス
・通帳を預からない場合 1回1時間以内 1,700円(以降、30分ごとに850円加算)
・通帳を預かる場合 1回1時間以内 3,000円(以降、30分ごとに850円加算)
- 書類預かりサービス
1,000円/月

三十歳を迎える障がいのある方に祝品を贈呈します

対象

平成16年4月2日～平成17年4月1日
生まれの、在宅で障がいのある方
(身体障害者手帳、愛の手帳、
精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方)

申込

令和6年12月20日(金)までに、
いずれかの手帳をご持参ください。
後日、商品券を贈呈いたします。



問合先 ボランティア・市民活動センター ☎042-387-0011 ※歳末たすけあい募金配分事業
月曜日～金曜日(土日祝日除く)8:30～17:00

受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生・高校3年生等のお子さんがある一定所得以下のご世帯へ、
学習塾等受講料、高校・大学等受験料の貸付(無利子)を行っています。

将来の自立に向けて意欲的に取り組む子供たちが高校や大学への進学を目指し、
受験に挑戦することを支援する東京都独自の事業です。

学習塾等受講料：200,000円まで

高校受験料：27,400円まで

大学等受験料：80,000円まで

受付期間 令和7年1月30日(木)まで

問合先 受験生チャレンジ支援貸付事業担当 ☎042-386-0294 (月曜日～金曜日(土日祝日除く)8:30～17:00)

Q.申請できるの?

A.対象要件があります。まずは右のQRコードを読み込み検索をして下さい。



対象者チェックツール
所要時間 約3分
他にも要件がございますので申請の際は必ずお電話ください。

Q.返済は必要なの?

A.高校・大学等に入学した場合、返済が免除されます。詳細はお気軽にお問い合わせください。



生活福祉資金貸付制度 教育支援資金～入学金・授業料等～

進学や就学の継続を支援するための貸付で、学校に通うお子様が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となり、お子様が学校卒業後に返済する制度です。

学校	就学支度費(入学金)上限額	教育支援費上限額 ^(※)	
高校・専修学校(高等課程)	500,000円	35,000円/月	◆無利子 ◆連帯保証人：原則不要 ◆貸付対象：未払い分のみ ◆返済期間：14年以内
高等専門学校・短期大学・専修学校(専門課程)		60,000円/月	
大学		65,000円/月	

※学費が上記の教育支援費で不足する場合には貸付金額を1.5倍まで増額できる場合があります。

優先される公的制度があります

本資金よりも優先される公的制度(例：就学支援金・高等教育の修学支援新制度・母子及び父子福祉資金等)があります。在学中または入学予定の高校や大学へお問い合わせください。

家族の話し合いが大切

本資金は、お子様自身が返済をしていく貸付です。ご家族でよく話し合いをすることをお勧めします。

利用には時間がかかります

所得基準等の要件があるほか、審査には一定の時間がかかります。資金が必要な時期から3ヶ月程度の余裕をもってご連絡ください。

ご相談は原則予約制です。まずはお電話にてご連絡ください。問合先 生活福祉資金担当 ☎042-386-0294 (月曜日～金曜日(土日祝日除く)8:30～17:00)

